

事務連絡
令和 5 年 4 月 6 日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和 6 年度以降における後期高齢者医療制度事業費補助金の交付対象となる
健康診査事業の対象者等の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度事業費補助金の交付対象となる健康診査事業については、「令和 5 年度後期高齢者医療制度事業の実施について」（令和 5 年 3 月 30 日付け保高発 0330 第 2 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）等においてお示したところですが、令和 6 年度以降における健康診査事業の対象者等については、下記のとおり取り扱うこととしますので、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知を図り、適切な対応についてご配慮をお願いします。

また、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）におかれては、令和 6 年度の健康診査事業の実施に向けて市町村と必要な調整を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 健康診査事業の対象者について

健康診査をはじめとする高齢者保健事業については、各広域連合において高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定の上、被保険者の健康の保持増進に資する取組が円滑に進むよう取り組んで頂いているところである。

今般、令和 6 年度から開始される第 3 期データヘルス計画の策定に向け、高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きに係るワーキンググループ及び高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループでの議論を踏まえ、データヘルス計画における標準化の推進を目的とし、共通評価指標の

一つとして、データヘルス計画に健診受診率を位置づけるとともに、広域連合間における比較を可能にするため、健康診査の対象者について、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）（以下「特定健診等実施基準」という。）（別添 1）に準じ、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 3 号）に規定する者（以下「除外対象者」という。）（別添 2）を除くこととされた。

このため、令和 6 年度以降における後期高齢者医療制度事業費補助金の健康診査事業の対象者については、除外対象者を除く取扱いとする。

なお、健康診査受診後に除外対象者であることが判明した場合は、当該補助金の交付対象外とはしない。

2 健康診査項目について

今般、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 52 号）により、特定健診における肝機能検査について、現在、「血清グルタミックスオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックスピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査」とされているところ、令和 6 年度以降は、「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）の検査」に変更されることとなった。

後期高齢者医療制度事業費補助金の交付対象となる健康診査事業の健診項目は、特定健康診査の健診項目（腹囲を除く。）等としているところ、当該特定健診等実施基準の改正内容に準じ、令和 6 年度以降の高齢者保健事業における健康診査事業における肝機能検査についても、同様に変更することとする。

以上

(別添 1)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準

(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)

※特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

(令和 5 年厚生労働省令第 52 号。令和 6 年 4 月 1 日施行。) による改正後

(特定健康診査の項目)

第一条 保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第十九条第一項に規定する保険者をいう。以下同じ。)は、法第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの(七十五歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)に対し、特定健康診査等実施計画(法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。)に基づき、次の項目について、特定健康診査(法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)を行うものとする。

一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)

二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重及び腹囲の検査

四 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)の測定

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

五 血圧の測定

六 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ -GT)の検査(以下「肝機能検査」という。)

七 血清トリグリセライド(中性脂肪)、高比重リポたん^{たん}蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び低比重リポたん^{たん}蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量の検査(以下「血中脂質検査」という。)

八 血糖検査

九 尿中の糖及びたん^{たん}蛋白の有無の検査(以下「尿検査」という。)

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの

(別添 2)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

(平成二十年厚生労働省告示第三号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 三 国内に住所を有しない者
- 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 五 病院又は診療所に 6 月以上継続して入院している者
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けたもの（介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第 41 条第 1 項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者